

2011年3月11日に発生した東日本大震災では多くの方々が被災されました。そして、今なお多くの方々が仮設住宅をはじめとして、避難生活を余儀なくされています。

被災された方々に謹んでお見舞いとお悔やみを申し上げます。

赤い羽根の中央共同募金会は、東日本大震災の被災地等で活動するボランティアグループ・NPOへの活動支援を行うため、赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を創設し、2011年5月から助成を行ってきました。支援活動が長期化・広域化している現地のニーズや状況の変化に合わせ、今回の要項ではいくつかの変更を行いました。主な変更点は以下のとおりです。

1. 2013年4月10日以降に実施する活動のみが対象です。

短期活動、中長期活動ともに、さかのぼっての活動は基本的に応募できないこととしました。ただし、対象期間の空白が生じないようにする観点から、4月10日以降の活動について応募を可能とします。なお、遅くとも2013年8月には活動が開始していることを合わせて条件とします。

2. ボランティア保険料は助成対象外とします。

震災から2年が経過し、「保険料は基本的に加入者本人の負担」であると周知されている状況があります。こうした状況を踏まえ、ボランティア保険に対する助成は廃止します。なお、団体として行事の参加者のために加入する行事保険(社会福祉協議会が受け付けるものでAプランに限る)については引き続き助成を行います。

3. ボランティアバス事業等に関して審査の際に重視する点をまとめました。

①ボランティアバス事業、②原子力発電所事故による放射線量の高い地域からの保養事業、③被災地外から応援に入っている団体の人件費助成について、審査の際に重視する点を「第10回助成決定にあたって」にまとめました。応募を考える団体は必ず事前に確認してください。

◇参照：第10回助成決定にあたって <http://goo.gl/fXtx9> (PDFデータ)

4. 1000万円を上限とするプログラムを継続します。

助成財源の減少等の状況を鑑み、廃止を検討していた1000万円を上限としたプログラムですが、以下3つの理由から助成を継続することにしました。

- ①2013年3月時点で、第10次応募要項記載時の想定よりも多くのご寄付をいただいたこと
- ②第10次でも1000万円を上限とするプログラムに複数の応募が見られたこと
- ③震災から2年が過ぎ、今後ますます長期的な見通しを持って活動を行なっていく必要性が高いと考えられること

ただし審査はこれまで以上に慎重に行うものとし、特に重視する点を「第10回助成決定にあたって」にまとめました。応募を考える団体は必ず事前に確認してください。

◇参照：第10回助成決定にあたって <http://goo.gl/fXtx9> (PDFデータ)

この助成事業は、募金を財源に行うものです。中央共同募金会は寄付者の方々から託された貴重な財源とその思いを活動する団体につなぎ、団体の活動を柔軟に支援していくことを通じて被災された方々を支えていきたいと考えています。2015年3月まで、財源の続く限りこの助成を続けていきます。

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」助成事業 応募要項（第10版）

【第11次応募用（2013年5月10日受付開始～）】

1. 名称

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」（ボラサポ）助成事業

2. 趣旨

この助成事業は、東日本大震災の被災地等で活動するボランティアグループ・NPOへの活動支援のための赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を財源として行います。

中央共同募金会では、この助成事業を通じて、被災した人々を支援するボランティアやNPO等と被災地の人々が協力しあい、さまざまな活動とともに取り組み、人々のつながりをはぐくみ、被災地域コミュニティの再興に向けた市民の力を高めることを願い、この趣旨を本要項ならびに助成金審査の際の方針としていきます。

3. 助成総額

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」への寄付額に応じて助成します。第11次については総額で1億7千万円程度の助成を予定しています。

※この募金は、特定震災指定寄付金です。所得控除または所得税の税額控除の適用が受けられます。また、企業の場合は寄付額の全額が損金算入されます。

4. 助成対象

（1）対象団体

- 被災地をはじめ全国で、東日本大震災で被災された方々への救援・支援活動を現に行うボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等であって、次の要件にあてはまる非営利団体を対象とします。
 - 救援・支援活動の実態があり第三者から活動の実態が裏付けられること。
 - 5名以上で構成されていること。
 - ボラサポに応募することについて組織としての合意・決定を行なっていること。
 - 助成を受けて行った事業について、中央共同募金会ホームページでの公表が可能なこと。
 - これまでにボラサポの助成を受けた活動で、未精算のものが1件以内であること。

（2）助成対象活動・プログラム

- 東日本大震災で被災された方々を支援するボランティア活動等全般。
- 被災地における活動だけでなく、日本全国の被災者の避難先、原子力発電所事故に伴う住民の避難先における活動も対象とします。
- いずれも2013（平成25）年4月10日（水）以降の活動について対象とします。当該日以前からの継続した活動のうち該当期間の応募であっても、新しく立ち上げる活動の応募でも可能です。ただし、助成決定時（2013年8月）には活動が開始しているものとします。

《助成対象プログラム》

1. 短期（おおむね30日未満）の活動：50万円以内
2. 中長期（30日以上）の活動：300万円以内
 - ※応募額が100万円以内であって、一定の条件を満たす団体については助成決定後、決定金額の全額の一括送金を可能とします。
 - ※1回の応募額の上限は300万円ですが、一定の条件を満たす団体については1000万円までの応募を可能とします。
 - ※それぞれの対象、条件は本要項のP7～8に定めます。

《参考》

◇住民支え合い活動助成（地域の小規模団体への立ち上げ・運営助成）

- ・地元住民による助けあい活動を支えるため、1回10万円（年2回まで）の助成を行います。
- ・中央共同募金会から都道府県共同募金会（当面は岩手・宮城・福島の3県）に審査事務を委託します。
- ・ボラサポの助成を受けたことのある団体がこの助成に応募することはできません。
- ・この助成に関する応募要項は別紙に定めます。
（岩手・宮城・福島の各県共同募金会のホームページで公表しています）

- ・助成対象プログラムは以下のとおりとします。なお、内容分類は審査に影響するものではありませんので、活動内容に最も合うものを1つ選んでください。

《助成対象プログラムの内容分類》 ※それぞれの内容は「応募の手引き」に定めます。

- ①緊急救援活動への助成（緊急救援活動プログラム）
- ②生活支援活動への助成（生活支援活動プログラム）
- ③復興支援と新たなコミュニティづくりの活動への助成（復興支援・コミュニティ活動プログラム）

(3) 助成対象費用

2013（平成25）年4月10日から2015（平成27）年3月31日までの、東日本大震災の被災者に対するボランティア活動等にかかわる次の費用で、他の機関、団体等から助成を受けていない費用を対象に助成します。（ただし、他の助成を受けていても、経費の切り分けが適正に行われていれば応募は可能です）

①支援活動に要する費用

活動資材・消耗品費等購入費、電話等通信費、運搬移送費、印刷費、会議費、研修費、謝金、委託費、活動に対する行事保険料等

②活動拠点設置費

事務所の設営費、携帯電話・印刷機等の備品のリース代、拠点において支援活動等をマネジメントする専門的な人材等への人件費・謝金・委託費等

※拠点における専門的な人材等の人件費は、中長期プログラムのみを対象とします。その場合、団体、人材等についての要件をみることが必要です。また、助成対象となる人材について、活動日報を必要とします。詳細は、「応募の手引き」をご覧ください。

③活動拠点を中心とする旅費

活動拠点を中心とする交通費、バスチャーター・レンタカー代金、ガソリン代、宿泊費等

※詳しくは「応募の手引き」をご覧ください。

5. 審査・交付

(1) 審査にあたって重視する点

- ①目標や問題意識が明確になっているか
- ②プロジェクトを実施するための手法が明確で適切か
- ③さまざまな人たちの参加と協力が得られているか
- ④災害ボランティアセンター等現地の団体や現地に拠点を置く団体と連携や協働により活動が行われているか
- ⑤被災地で暮らす人たちの潜在的な力を引き出し、高めていこうとしているか
- ⑥被災地での新しい社会的事業・活動へと発展する可能性があるか

なお、限られた財源をもとに継続して助成を続けていくために、1回あたりの助成総額を定め、それに基づき審査を行います。上記の点を審査の際の基準としますが、審査の結果同評価となった場合には、確実に定着する活動を支援する観点および小規模な団体を支援する観点から、優先順位をつけるため特に以下の点を考慮して助成していきます。すべての条件を満たしていることは問いません。総合的に判断して審査を行います。

- ①被災した人たち・被災地の住民自身が行う活動であること
- ②外部の団体においては、被災地（避難者）団体への引継ぎ方針が明確であること
- ③地元の団体・外部の団体いずれも団体の自立への展望をもった活動であること（例えばボラサポ以外にも資金を確保するための取り組みを行なっているか、など）
- ④被災地（避難先）の行政や社会福祉協議会、連携復興センター、NPO センター等との連携が十分に行われており、応募書にその旨の記載があること
※応募書で協力・連携した団体や機関を記入する場合には、担当者名は必須です。なお記載にあたっては必ず該当者の承認を得てください。記載された担当者に連絡した際に、連携の事実が確認できない場合は助成できません。
- ⑤年間の予算規模総額がおおむね5千万円以内であること

(2) 助成決定

- ①中央共同募金会が設置する配分委員会で決定します。現地のニーズや状況の変化を踏まえ、助成総額とのバランスを勘案しながら優先順位をつけて助成を行います。
- ②配分委員会による決定後、助成の可否についての決定通知を送付します。採用の場合は本助成で対象とする期間を記載します。よく確認してください。
- ③減額理由、不採用の理由については決定通知に記載し、減額項目と金額はホームページの団体専用ページで個別に表すものとします。それ以上の問合せにはお答えできません。

(3) 助成金の交付 ※詳しくは応募の手引き P.6 に定めます。

- ①短期活動は活動（報告）終了時に助成金の全額を送金します。一部、例外として助成決定時と活動終了時の2回に分けて送金します。
- ②中長期の活動は助成決定時と活動（報告）終了時の2回（場合により3回）に分けて送金します。
- ③中長期の活動で応募額が100万円以内の場合、一定の条件を満たす団体については、助成決定後に決定金額の全額を一括送金します。
- ④対象期間終了時に収支や経費明細についての報告に基づき精算を行います。場合によっては、助成決定額より減額となる場合や、送金済みの助成金を返還していただくことがあります。

6. 助成金への応募

(1) 応募の際の留意点

- ・ 応募の際に留意する点については「応募の手引き」に詳しく記載してあります。必ず確認してからご応募ください。

(2) 提出書類

- ・ 提出があっても条件を満たさない場合には必須資料として認められないことがあります。
- ・ ホームページからの応募で、事務局で確認ができないファイル形式の場合は提出があったと認められません。ワード、エクセル、PDF ファイルなどで提出してください。詳しくは応募の手引き P.10 を確認してください。

ア) 短期活動

1) 応募書 (必須)

2) 団体資料[4種類] (いずれも必須)

①規約または会則、定款のいずれか

団体としての意思決定のしくみなどが記載されたもの

②年間の事業計画

団体としての方針と計画が記載された、団体として決議された直近のもの

③前年度の決算書 (収支計算書もしくは損益計算書/活動計算書)

(設立したばかりで決算を終えていない場合のみ予算書で可)

団体としての前年度の決算が示され、団体として決議された直近のもの

④役員名簿

任意団体の場合は、代表・副代表・会計担当がわかる名簿

3) 活動記録 (任意/既存のものがあれば同送のこと)

- ①ニュースレター (または活動報告書)、②ホームページやブログなど活動の様子がわかるページのURL (応募書に記載欄があります)

イ) 中長期活動

1) 応募書 (必須)

2) 団体資料[5種類] (いずれも必須)

①規約または会則、定款のいずれか

団体としての意思決定のしくみなどが記載されたもの

②年間の事業計画

団体としての方針と計画が記載された、団体として決議された直近のもの

③今年度の予算書

団体としての1年間の収支がわかる、団体として決議された直近のもの

④前年度の決算書 (収支計算書もしくは損益計算書/活動計算書)

(設立したばかりで決算を終えていない場合に限り予算書のみで可)

団体としての前年度の決算が示され、団体として決議された直近のもの

⑤役員名簿

任意団体の場合は、代表・副代表・会計担当がわかる名簿

3) 団体資料 (任意/既存のものがあれば同送のこと)

- ①団体のパンフレット、②ニュースレター (または活動報告書)、③ホームページやブログなど活動の様子がわかるページのURL (応募書に記載欄があります)

7. 活動の報告等

- (1) 中長期活動の助成を受けた団体は、中央共同募金会に対し、助成期間終了後**おおむね1か月以内**に、活動報告書（写真等添付）、収支報告書、助成事業資金請求書、請求書を提出していただきます。（中央共同募金会のホームページから報告するか、様式をダウンロードして郵送してください。郵送の場合には、同時に電子データの送付にご協力ください。）
- (2) 正当な理由なく報告の提出がない場合や、事務局からの連絡に対応いただけない場合、助成金の一部もしくは全額を返還いただくことがあります。
- (3) 次の事項については、それぞれ中央共同募金会ホームページで公表します。
なお、これらの事項について、公表への協力が得られない団体については、助成決定の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。また、協力が得られない状態で新たに助成をすることはできません。必ずご報告ください。
 - ①助成を受けた団体の団体名、助成金額、活動概要、活動の成果等
 - ②寄付者へのメッセージ
 - ③活動中の写真もしくは団体メンバーの写真（3枚まで）
 - ④助成を受けた活動の内容や財務の状況（50万円を超える助成を受けた団体、活動拠点における専門的人材の人件費等の助成を受けた団体）
- (4) 助成決定事業に関して、実施中の活動や事業の案内（チラシ等）について適宜情報提供していただく場合があります。

8. 応募の受付時期と決定時期

当面のスケジュールは次のとおりです。第13次以降の予定は、随時お知らせします。

	応募受付開始日	応募締切日	助成決定時期
第11次	2013年5月10日（金）	2013年5月24日（金）※本会必着	8月下旬（予定）
第12次	2013年9月10日（火）	2013年9月25日（水）※本会必着	12月下旬（予定）

※応募締切は「本会必着」です。締切日を過ぎて届いた書類は受け付けできません。

団体資料や領収書等の必須書類も締切日を過ぎた場合は受け付けできません。

※被災地の状況等の変化に合わせ、応募要項ならびに応募書は柔軟に変更していきます。応募前には最新の応募要項・応募書を確認するようご注意ください。

9. 応募方法

- (1) 原則として中央共同募金会のホームページにある、ボラサポ用の応募フォームから入力してください。入力いただけない場合のみ、以下の方法での応募を認めます。
 - a. 「応募書」に必要事項を記載し関係資料（応募書の案内に沿い、全て揃っているか必ずチェックしてください）を同封し、下記送付先まで送付してください。
 - b. 応募書ならびに必須書類は、必ず郵送でお送りください。また、ワードで作成した応募書データがある場合は必ずメールでもお送りください。ただし、メールのみでの受付はいたしません。

10. 照会先・送付先

【受付時間：平日 10:00～12:00 13:00～17:30】

社会福祉法人 中央共同募金会企画広報部（ボラサポ担当）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

電話 03-3581-3846（代） FAX 03-3581-5755

E-mail support@c.akaihane.or.jp

ホームページ（ボラサポ） <http://www.akaihane.or.jp/er/p3.html>

Facebook ページ <http://www.facebook.com/borasapo>

助成対象プログラム 条件一覧表

プログラムごとの応募条件は以下のとおりとします。よくご確認のうえ、ご応募ください。

プログラム	上限金額 (万)	活動日数 ※ 本助成金活用	応募対象 時期	必須資料	事業報告	HP公開	送金	条件
短期	50	30日未満	2013年 4月10日 以降 (助成決定時には活動が開始していること)	○	○	○ ※1	活動(報告)終了時に助成決定した全額を一括送金※2	<ul style="list-style-type: none"> 代表者がおり、規約、事業計画、予算・決算等が整備され、規約等で団体の意思決定のしくみが明確になっていること。 1回の応募期間に同一の事業で短期と中長期の両方に応募することはできません。 これまでにボラサポの助成を受けた活動で未精算のものが1件以内であること。 ※3
	300	30日以上	2013年 4月10日 以降 (助成決定時には活動が開始していること)	○	○	○ ※1	助成決定時と活動終了時※4	<ul style="list-style-type: none"> 代表者がおり、規約、事業計画、予算・決算等が整備され、規約等で団体の意思決定のしくみが明確になっていること。 これまでにボラサポの助成を受けた活動で未精算のものが1件以内であること。 ※3 1団体あたりの助成上限額は原則として300万円とする。 ※3
ただし、以下の場合においては次のような応募・送金が可能です。								
中長期	100	30日以上	2013年 4月10日 以降 (助成決定時には活動が開始していること)	○	○	○ ※1	<ul style="list-style-type: none"> 助成決定した全額を一括送金(一定の条件を満たす団体 ※5) 	<ul style="list-style-type: none"> 上記300万円上限の条件に同じ。
	1000	1年以上 2年6か月未満かつ活動日数300日以上 ※6	2013年 4月10日 以降 (助成決定時には活動が開始していること)	○	○ ※7	○ ※1	<ul style="list-style-type: none"> 2年未満：2～3回に分けて送金、中間時期に報告と精算 2年以上：1年ごとに中間報告と精算。継続助成が認められれば翌年分を送金 	<ul style="list-style-type: none"> 上記300万円上限の条件に加え、以下の条件を満たすこと。 中長期で1度は3か月以上の活動の助成が決定していること。また、その事業の活動報告が済んでいること。 被災地および避難した住民を中心に構成されている団体であること。 物資や備品の購入が主たる目的の活動でないこと。 1年間の上限送金金額は500万円とする。したがって活動期間が1年の場合は応募上限額を500万円とする。

- ※1：ホームページ公表への協力が得られない団体については、助成決定の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。また、協力が得られない状態で新たに助成をすることはできません。
- ※2：活動（報告）終了時に助成金の全額を送金します。一部、例外として助成決定時と活動終了時の2回に分けて送金します。詳しくは応募の手引き P.6 に定めます。
- ※3：①団体として本助成で未精算の活動がない場合（これまでボラサポの助成を受けた活動について全て精算が完了している、または今回初めて応募する場合は、300万円の上限にかかわらず同時に最大2件まで応募を可能とします。2件の応募条件は次のとおりです。
ア)複数の拠点を設けて活動を行う場合（活動場所ではなく、拠点を設けていること）
イ)異なる活動を行う場合（活動の違いや必要性が応募書から判断できること）
②未精算の活動が1件ある場合は、最大1件のみ応募可能です。
③未精算の活動が2件ある場合は、応募できません。
④未精算の活動の件数に関わらず、本助成金で助成対象の期間を終えた後に現地のニーズに同じく同一の事業について継続して応募する場合は、応募活動の活動報告を提出し、精算についてボラサポ事務局の確認が終了している必要があります。事務局の確認が終了していない場合は応募できません。
⑤前ページの条件をすべて満たした場合に限り、1000万円を上限としての応募を可能とします。
- 以上の条件により原則である1団体の上限300万円を超えての応募を可能としますが、配分委員会では、応募要項に基づき優先順位をつけて慎重に審査を行います。
- ※4：活動内容や期間によって事業実施途中で一部送金できるものとしますが、その際の資金送付額および回数は中央共同募金会が決定します。
- ※5：これまで本助成またはそれに準ずるこの震災に関する民間の助成金を受けて活動した団体（当該活動の報告が完了していること）、もしくは過去3年以内に共同募金会の助成を受けたことがあり、そのことが応募書から明らかな団体とします。
- ※6：活動日数は最低でも300日以上とします。また、複数年の計画が読み取れない場合や実現性が判断できない場合などに、応募金額のうち300万円まで減額して助成することは行いません。長期の計画が定まっていない場合は、通常の300万円を上限とする活動としてご応募ください。
- ※7：中間報告を必須とします。この報告時に「活動の実態なし」また「応募目的を逸脱した著しい違い」などがあつた場合には、事業途中で助成の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。また、コーディネーターの「活動日報」の毎月の提出がなかった場合も同様です。なお、現地のニーズの変化等により当初の応募時点の計画とずれが生じた場合も、計画変更の申請がない場合には団体に連絡のうえ減額する可能性があります。